

現計画と改定計画の対応関係と考え方

現計画	改定計画	考え方
<p><めざすまちの将来像(理念)> 一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省</p>	<p><基本理念> 一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省</p>	<p>・踏襲</p>
<p><この計画を進めるのは> みんなでとりくむ</p> <p><この計画の大事な原則> ・ 地域社会における共生 ・ 基本的人権の尊重と差別の禁止</p> <p><この計画の基本的な方針> その1: あなたが支え、みんなが支え合う、あたたかいまち(共生する地域) その2: 生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち(早期発見および発達支援) その3: 働きたい気持ちに応え、「働く」を作りだし、「働き続ける」を支えるまち(就労支援) その4: 住みなれた地域で生き生きと安心して暮らせるまち(生活支援) その5: たて・よこ・ななめにすき間なく、みんなが担うしくみ(推進体制)</p>	<p><4つのテーマ> ・ 生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち(一人ひとりの発達支援) ・ 自分らしく輝きたい・働きたい気持ちに応えるまち(余暇活動・就労支援) ・ 必要なサービスを利用して、当たり前な毎日の生活が送れるまち(日常生活支援) ・ 住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち(共生する地域、生活安心)</p> <p><3つの原則> ・ 基本的人権を尊重し、差別を禁止する ・ 地域共生の社会に向かう ・ みんなで取り組む</p>	<p>○ 「この計画を進めるのは」「この計画の大事な原則」を「3つの原則」に集約。 ○ 「基本的な方針」を、概ね踏襲しつつ、再編。 → その2: すべての人の発達支援を第1項目に。 → その3: 「就労強調」から、発達支援との連続性を重視し、余暇活動支援と一体化。 → その4: 「生活支援」と「生活安心」に分割。障がい福祉計画の中核的内容と合致する内容へ。 → その1: 「共生する地域」と「生活安心」を一体化。 ○ 基本理念との表現の整合のため、4つのテーマを前置。</p>
<p><プランの体系(基本的な方針と施策分野)></p> <p>その1: <u>あなたが支え、みんなが支え合う、あたたかいまち(共生する地域)</u> ○ 基本的人権尊重のまちづくり ○ 権利擁護 ○ みんなが交流するまちづくり ○ 人材や組織の育成</p> <p>その2: <u>生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち(早期発見および発達支援)</u> ○ 湖南省発達支援システム ○ 早期発見と早期支援 ○ 療育 ○ 保育と就学前教育 ○ 学校教育 ○ 放課後、長期休業などの支援</p> <p>その3: <u>働きたい気持ちに応え、「働く」を作りだし、「働き続ける」を支えるまち(就労支援)</u> ○ 卒業後の進路 ○ 福祉的就労 ○ 一般就労支援</p> <p>その4: <u>住みなれた地域で生き生きと安心して暮らせるまち(生活支援)</u> ○ 障がいのある人が住みやすい地域づくり ○ 地域生活のための多様な支援 ○ さまざまな障がいのある人への支援 ○ 余暇活動などへの支援</p> <p>その5: <u>たて・よこ・ななめにすき間なく、みんなが担うしくみ(推進体制)</u> ○ 相談と情報提供 ○ 総合的な支援体制 ○ 計画の推進体制</p>	<p><施策の体系></p> <p>目標1: <u>一人ひとりの発達・成長・活躍を応援する</u> 施策1: 発達支援システムの充実 施策2: 支援が必要な子どもの早期発見・対応 施策3: 教育・保育の充実 施策4: 放課後等児童対策の充実 施策5: 社会参画・就労の促進</p> <p>目標2: <u>当たり前な毎日の生活を支える</u> 施策6: 相談と情報提供の充実 施策7: 自立支援給付等による日常生活の支援 施策8: 経済的負担の軽減 施策9: 住まいの確保 施策10: 保健・医療の確保</p> <p>目標3: <u>共生する地域をつくる</u> 施策11: 人権文化の醸成 施策12: ふれあい・交流の充実 施策13: コミュニケーション支援の充実 施策14: 移動の確保 施策15: 災害への備えの強化</p> <p><計画の推進> ・ 計画の進行管理 「たて・よこ・ななめにすき間なく」の視点を重視して評価。 ・ 圏域での連携</p>	<p>◎ 行政計画として、行政の取り組みの単位であり、予算・事務分掌と整合した事務事業を配置できる計画へ。 ◎ 「みんなで取り組む」原則を重視し、 → 現計画で市民の取り組みとして掲載されていたものを増補して「求める市民像」に調整、目標の直下に掲載。 → 「計画の推進」を新設。計画の進行管理において、現計画の「基本的な方針 その5(推進体制)」の考え方を踏まえた評価を行うことを明記。 ◎ 4つのテーマのうち、1、2項目(一人ひとりの発達支援、余暇活動・就労支援)について、その連続性と、下位の施策・事務事業の構成を踏まえて、合わせて受け止める目標1を設定。 ◎ 残る2つのテーマそれぞれに対応した目標2、3を設定し、係る施策を配置。 ※ 前回資料との関係(ポイント) ! 中間改定のため、現計画の構成をなるべく引き継いだ計画案の調整に努めていたが、趣旨を継承しつつ、枠組みの見直しを図ることとした。 ・ 就労強調の現計画から、発達支援システムの一貫性を重視。余暇活動支援と併せて整理。 ・ 地域共生と生活安心が分離した現計画を踏襲していたが、これらを一体化。 ・ 権利擁護を日常生活支援に係るものとして配置換え。</p>